告示

○金融庁告示第四号

昭和十七年大蔵省司法省告示第一号（社債等登録法施行令第一条第一項の会社並びに社債等登録法施行規則第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二十三日

金融庁長官　畑中龍太郎

法務大臣　滝　実

一、二及び四中「株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行　東京都千代田区丸の内二丁目　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行シンジケーション部」を「株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行　東京都千代田区大手町一丁目　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行シンジケーション部」に改める。

○総務省告示第二百六十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年七月二十三日

総務大臣　川端　達夫

一　名　　称　派遣海賊対処行動航空隊

二　国外派遣期間　平成二十四年七月二十四日から平成二十五年七月二十三日まで

三　派遣人数（概数）　百九十人程度

四　派　遣　地　域　ジブチ共和国

○総務省告示第二百七十号

電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）第四十六条第一項の規定に基づき、指定試験機関として指定した一般財団法人日本データ通信協会から、電気通信主任技術者試験の実施に関する事務を行う事務所の名称及び所在地の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十四年七月二十三日

総務大臣　川端　達夫

一　試験事務を行う事務所の名称及び所在地

変更後	変更前
一般財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　電気通信国家試験センター　東京都豊島区巣鴨二―十一―一	一般財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　電気通信国家試験センター　東京都豊島区巣鴨二―十一―一
一般財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　信越支部　長野県長野市妻科四百二十六―一	一般財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　信越支部　長野県長野市妻科四百二十六―一
一般財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　東海支部　愛知県名古屋市東区白壁三―十二―十三	一般財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　東海支部　愛知県名古屋市東区白壁三―十二―十三
一般財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　近畿支部　大阪府大阪市中央区本町橋七―三	一般財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　近畿支部　大阪府大阪市中央区本町橋七―三
一般財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　中国支部　広島県広島市中区鉄砲町一―十八	一般財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　中国支部　広島県広島市中区鉄砲町一―十八
一般財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　四国支部　愛媛県松山市宮田町百三十一―一	一般財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　四国支部　愛媛県松山市宮田町百三十一―一
一般財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　九州支部　熊本県熊本市中央区紺屋今町二―二十三	一般財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　九州支部　熊本県熊本市中央区紺屋今町二―二十三

○総務省告示第二百七十一号

工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）第四十四条第一項の規定に基づき、指定試験機関として指定した一般財団法人日本データ通信協会から、工事担任者試験の実施に関する事務を行う事務所の名称及び所在地の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十四年七月二十三日

総務大臣　川端　達夫

一　試験事務を行う事務所の名称及び所在地

変更後	変更前
一般財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　電気通信国家試験センター　東京都豊島区巣鴨二―十一―一	一般財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　電気通信国家試験センター　東京都豊島区巣鴨二―十一―一
一般財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　信越支部　長野県長野市妻科四百二十六―一	一般財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　信越支部　長野県長野市妻科四百二十六―一
一般財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　東海支部　愛知県名古屋市東区白壁三―十二―十三	一般財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　東海支部　愛知県名古屋市東区白壁三―十二―十三
一般財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　近畿支部　大阪府大阪市中央区本町橋七―三	一般財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　近畿支部　大阪府大阪市中央区本町橋七―三
一般財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　中国支部　広島県広島市中区鉄砲町一―十八	一般財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　中国支部　広島県広島市中区鉄砲町一―十八
一般財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　四国支部　愛媛県松山市宮田町百三十一―一	一般財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　四国支部　愛媛県松山市宮田町百三十一―一
一般財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　九州支部　熊本県熊本市中央区紺屋今町二―二十三	一般財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　九州支部　熊本県熊本市中央区紺屋今町二―二十三

二　変更年月日

平成二十四年七月一日

○消防庁告示第八号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の五第四項において準用する同令第一条の四第八項の規定に基づき、同令第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関として登録した一般社団法人電線総合技術センターから代表者の氏名の変更の届出があったので、同令第三十一条の五第四項において準用する同令第一条の四第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。

平成二十四年七月二十三日

消防庁長官　久保　信保

一　変更後の代表者の氏名

水谷　照吉

二　変更の日

平成二十四年六月十五日